

法律学科 履修系統図	
部門	部門の学修・教育目標
基礎法	基礎法に関する専門知識を修得し、各分野の判例・学説や諸課題等を正しく理解し、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。 (※印のある科目も基礎法に該当する。)
外国法	外国法に関する専門知識を修得し、判例・学説や諸課題等を正しく理解し、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
公法	公法に関する専門知識を修得し、判例・学説や諸課題等を正しく理解し、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
民法	民法に関する専門知識を修得し、判例・学説や諸課題等を正しく理解し、個別の事象について、自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
刑事法	刑事法に関する専門知識を修得し、判例・学説や諸課題等を正しく理解し、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
社会法	社会法に関する専門知識を修得し、判例・学説や諸課題等を正しく理解し、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
手続法	手続法に関する専門知識を修得し、判例・学説や諸課題等を正しく理解し、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
国際関係	国際関係に関する専門知識を修得し、判例・学説や現行制度の諸課題等を正しく理解し、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
政治	政治に関する専門知識を修得し、現行制度の諸課題等を正しく理解し、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
特講	従来の開設科目で触れてこなかった法律分野の専門知識を修得し、基本かつ重要な課題を正確に理解し、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
社会・経済	社会・経済に関する専門知識を修得し、各分野の諸課題等を正しく理解し、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
歴史	社会および歴史の授業を行う際に必要とされる歴史の通史的展開、歴史研究や歴史教育の役割や意義、異文化理解の複雑性等について、主体的に解説できるようにすることを教育目標とする。
総合講座	法学や政治学に関する現実社会の状況に触れ、個別の事象について自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
演習	法学や政治学の研究分野に関する専門知識を更に修得し、「法」社会一般で展開する様々な課題・問題を発見し、発見した課題を自ら解決し、解決方法を提示できるようにすることを教育目標とする。
免許	中学校や高等学校の社会科系科目に関する教育法の基礎的知識および学習指導要領に基づく実践的な世界史学習指導案を作成できる力と指導技術を修得し、更に授業のあり方について分析を行い、自らの見解を提示できるようにすることを教育目標とする。
****	全カリの欄を参照

凡例 ◎:行政法務コース必修科目、△:企業法務コース必修科目、◇:法曹コース必修科目

